

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部 商工振興課
委 託 業 務 番 号	令和6年度 長商工第5号
委 託 業 務 名 称	道の駅浅井三姉妹の郷急速充電器保守業務委託
委 託 業 務 場 所	長浜市内保町 (道の駅浅井三姉妹)
業 務 の 概 要	(1)年次点検業務 年1回保守点検を実施すること。 年次点検業務を行う日時については両者協議にて定めること。 (2)消耗部品交換業務 年次点検業務に合わせ、消耗品の劣化度合いを判定し、必要に応じ消耗部品交換を実施すること。 (3)コールセンター業務 365日24時間受付可能なコールセンター(フリーダイヤル)を提供し、コールセンター電話番号を急速充電器に提示しておくこと。 必要に応じ、緊急駆付け技術者を急速充電器設置場所へ派遣すること。 緊急駆付け技術者により、充電器故障状況の調査を行い、復旧処置を行うこと。
履 行 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
契 約 年 月 日	令和6年4月1日
契 約 額 (税 込)	330,000円
契 約 の 相 手 方	[所 在 地 又 は 住 所] 神奈川県横浜市鶴見区末広町二丁目1番地 [商 号 又 は 名 称] JFEテクノス株式会社
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	委託先のJFEテクノス株式会社は、道の駅浅井三姉妹の郷に設置する急速充電器の保守を平成29年1月から令和4年3月31日まで行っている実績がある。なお、無償保守契約であったが、今回から有償保守契約へと移行するものの、契約内容については大きな変更がないことから、委託先はJFEテクノス株式会社以外になく、代替性はない。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸(1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、(2) 加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。